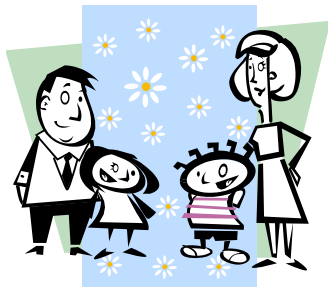


**地**主や中小企業のオーナーにとって、将来の相続税の納税資金をどうするのかは頭の痛い問題です。処分できない土地とか、物納にも適さない土地や評価額の高い自社株のみの場合に

は、納税資金に窮することになりかねません。そんな時に検



討できるのが、生命保険の活用です。受取人が死亡診断書等の必要書類を揃えて支払い請求すれば、通常1週間程度で指定口座へ保険金が振り込まれてきます。●そして、保険金は①法定相続人×500万円まで非課税であり②民法上は相続財産ではないので、他の金融資産のように遺産分割協議をする必要がなく、すぐ受取人固有の財産として自由に使うことができるメリットがあります。●生命保険には、保険金が支払われる期間が定められている「定期保険」、死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる「養老保険」、保険金が支払われる期間が一生にわたる「終身保険」など多岐にわたり、且つ同種の保険でも会社ごとに内容が異なりますが、納税資金として加入する場合には、「終身保険」を基本とします。ただし、保険料の支払い方法の選択には注意を要します。終身保険の保険料は一般的には、①一時払い、②有期払込(5年・10年・65歳・70歳払込など)、③終身払込の方法がありますが、終身払込にすると、1回あたりの保険料は安くなりますので、払込後早く亡くなったときは、支払い累計額は少

なくてすみませんが、一定年齢を超えると、長生きすればするほど、保険料の負担は増すばかりとなり、止む無く途中解約したのでは何の対策にもなりません。従って、納税資金対策を目的として加入する保険は、安心して長生きできるよう、一時払い、有期払込タイプを選択するようにします。

●裁判所で争いとなった相続財産額の7割は、相続税のかからない5000万円の基礎控除額以下の紛争です。原因は「平等」や「長寿」の要因の他に大きな理由として、相続財産が自宅のみで、分けたくても分けられないような遺産の場合があり、この場合にも死亡保険金の活用を検討できます。●遺産分割をする方法には①現物分割(遺産を現物のままそれぞれ取得する)②換価分割(売却し金銭で配分する)③代償分割(特定の相続人が相続し、他の相続人に金銭を支払う)がありますが、例えば、自宅の土地建物5000万円、現預金1000万円で相続人が兄妹2人の場合で、親と同居していた兄が自宅を、妹が現預金を相続したとすると、妹は満足せず「自宅を売却して2000万円よこせ」と争いになることが考えられますので、生前に、兄を受取人として生命保険に加入し、兄が受け取った保険金を代償交付金として妹に渡すことによって争いを回避するようにしておきます。税務上、代償交付金の受渡しは、遺産分割協議書で明確にしておかなければなりません。●一般家庭の生命保険の加入件数は、平均4.1件です。生命保険は、加入者が亡くなっても、請求がないかぎり保険金が支払われることはありませんので、元気なうちに生命保険やその他の傷害保険・火災保険等について「保険一覧表」を作成することをお奨めします。(保険の見直しや、万が一の時でも遺された家族が安心して保険会社に請求することができます)。